

# 羽島市被災動物救援マニュアル

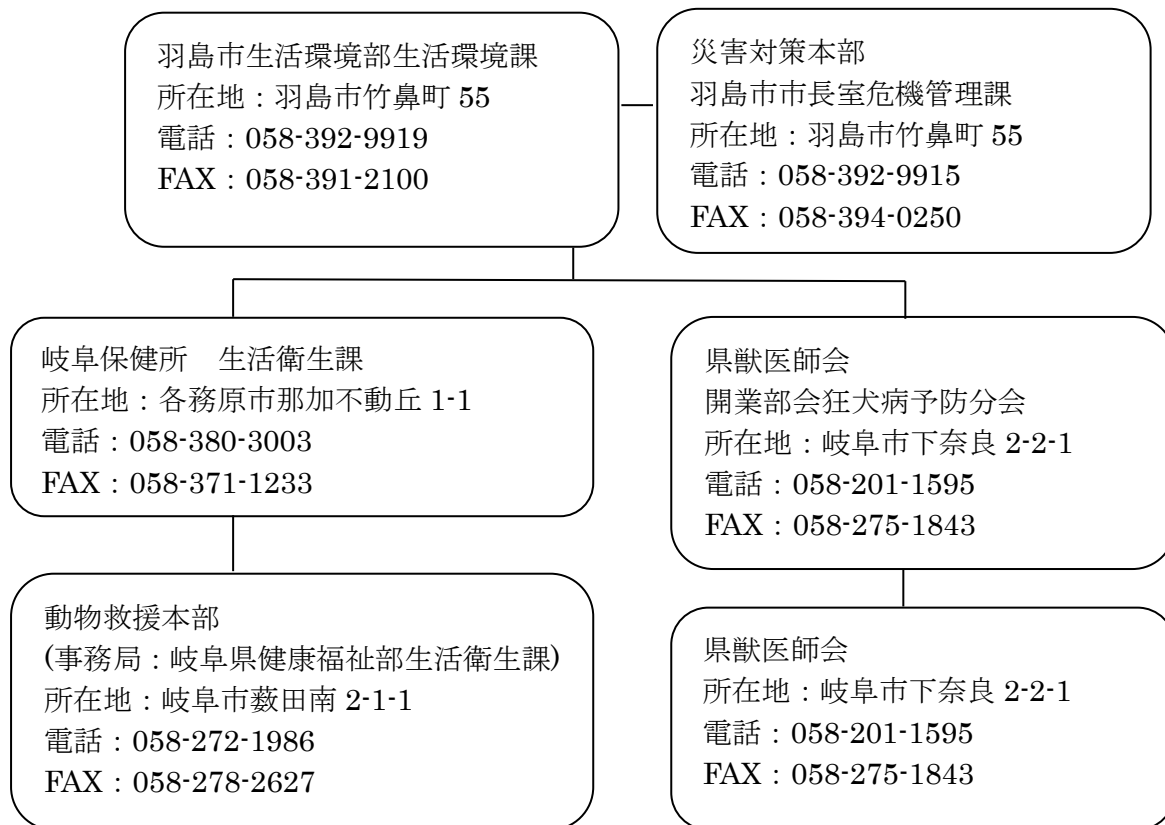
## 1 趣旨

このマニュアルは、特に 30 年以内に高い確率で発生するとされる東海地震や東南海地震で大きな被害が想定されていることやその他災害に対応するため、羽島市が平常時及び災害時の対応を決めておくことで、被災動物の救援対策が円滑に行われることを目的とする。

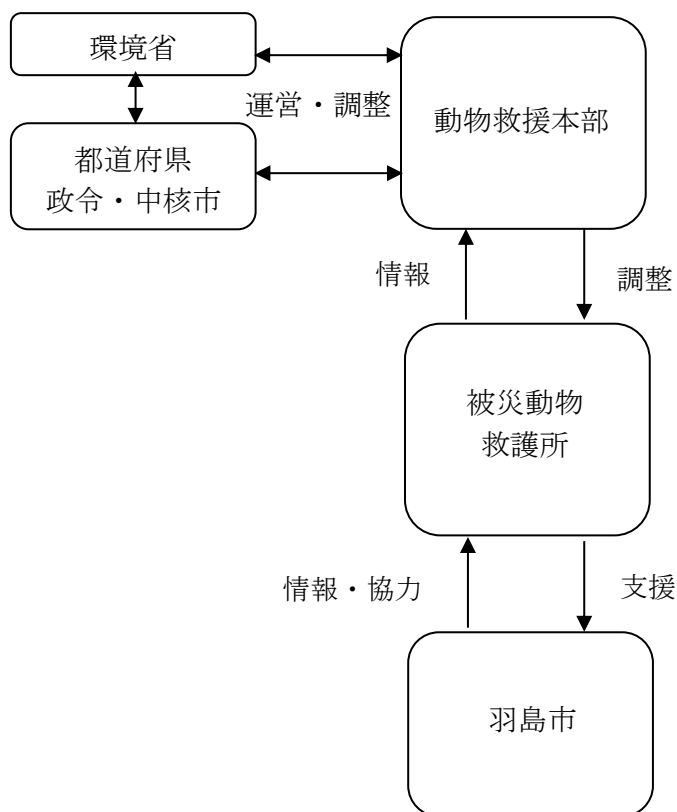
## 2 定義

- (1) ペット  
一般家庭において愛玩の目的で飼養されている犬、ねこ等の動物
- (2) 飼い主  
ペットを飼養している者
- (3) 一般住民  
ペットを飼養していない者
- (4) 避難所  
羽島市地域防災計画に基づき市が指定した住民が避難する施設
- (5) 同行避難  
ペットと飼い主と一緒に避難所等に避難すること
- (6) 被災者  
災害に遭い避難を必要とする者
- (7) 被災動物  
災害に遭い飼い主と同行避難をしてきたペット
- (8) 岐阜県被災動物救援本部  
災害時に円滑に動物救援活動が行われるよう、人員・物資等を管理するため、岐阜県、公益社団法人岐阜県獣医師会（以下「県獣医師会」という。）、岐阜県動物愛護ネットワーク会議及び岐阜大学応用生物科学部で組織された団体（以下「動物救援本部」という。）
- (9) 被災動物救護所  
動物救援本部が被災状況に応じて、避難所、災害現場や県内保健所等敷地内に設置及び運営を行い、被災動物に関する救援活動を実施する所
- (10) 飼い主不明動物  
飼い主がわからない災害に遭った動物
- (11) 特定動物  
動物の愛護及び管理に関する法律第 26 条第 1 項及び同法施行令第 2 条で定める人の生命、身体又は財産に害を加える恐れがある動物

### 3 災害時の関係機関連絡図



### 4 災害時の関係機関体系図



## 5 平常時の対応

### (1) ペットの飼養状況（令和4年10月1日現在）

人口	種別	飼養頭数
67,183人	犬	4,072頭
	ねこ	4,702頭（推計）（注1）

注1) 一般社団法人ペットフード協会が行った令和4年全国犬猫飼育実態調査結果から推計

### (2) 被災動物数の推計（注2）（令和4年10月1日現在）

人口	種別	被災動物頭数（推計）
67,183人	犬	434頭
	ねこ	501頭

注2) 「羽島市地域防災計画（地震対策計画）」の被害想定（マグニチュード9.0 震度6弱）から推計

### (3) 災害時に備えた体制整備（市の役割）

#### ① 避難所における被災動物救援マニュアルの策定

#### ② 飼い主への広報、啓発活動

ア 災害時においては、飼い主は自らの責任でペットを飼養することに対する認識

イ 災害時に備えて、飼育ケージ、食糧及びその他必要となるものを準備

ウ 避難所における、被災動物の飼養

エ 避難所における、飼い主不明動物の飼養の協力

#### ③ 一般住民への広報、啓発活動

ア 同行避難が可能な避難所の場合、避難所でペットが飼養される場合があることに対する認識

イ 避難所における、ペット等に対する対応方法

#### ④ ペットの収容場所を避難所の隣接地に設置するための、避難所の管理者及び地元自治会等との調整

#### ⑤ 飼い主不明動物や逸走した特定動物が発生した場合に備えた岐阜県及び県獣医師会との調整

#### ⑥ 飼育ケージや食糧等が不足する場合に備えた岐阜県及び県獣医師会との調整

#### ⑦ 災害時に備えたゲージ等の備蓄

#### ⑧ 他自治体等からの支援の受け入れ体制の確認

#### ⑨ 策定したマニュアルの定期的な見直し

### (4) 災害時に備えた確認及び措置事項（飼い主の役割）

#### ① 避難における事前準備や避難後の避難所の体制の確認

ア 羽島市被災動物救援マニュアル

イ 避難所における被災動物救援マニュアル

ウ 飼い主が行う避難所での飼養に伴う必要な作業（飼養場所の管理及び被災動物等の排泄物の処理等）

#### ② ペットとはぐれた場合や行政により保護された場合にその飼い主の発見を容易にするための、ペットに対する飼い主を明確化する措置の実施

- ア 鑑札及び注射済票の装着
  - イ 首輪の装着
  - ウ 名札の装着（飼い主氏名、住所、電話番号等を記載）
  - エ マイクロチップの装着
  - オ その他飼い主が必要とする措置
- ③ 被災動物の飼育に必要となる、ペットの種類に応じた動物用防災(生活)用品の備蓄の実施
- ア ペットフード、水（最低5日間分）
  - イ リード、飼育ケージ、食器（食事、飲み水用等）
  - ウ タオル、ペットシート、ビニール袋、新聞紙、古着（糞尿用等）
  - エ 救急用品（包帯、消毒薬、常備薬等）
  - オ ペットの特徴が分かる写真
  - カ その他、飼い主が必要とする用品
- ④ 避難所における他の被災者との摩擦を避けるためのしつけ等普段からの取組の実施
- ア 衛生管理
    - ペット及び飼育ケージ等を常に清潔に保つとともに、決められた場所で排泄するよう習慣づけるなど衛生管理に努める。
  - イ 飼育ケージへの収容の習慣化
    - 避難した場合は、飼育ケージに入れることが想定されるため、吠えたり、暴れたりしないよう普段から飼育ケージに慣れるトレーニングを行う。
  - ウ しつけ
    - 他の動物や見知らぬ人、突然の刺激等に驚かないようにするため、普段から人間を信頼し、いつも落ち着いた行動ができるよう十分なしつけを行う。
  - エ 避妊及び去勢手術
    - ペット同士の集団生活における摩擦を避けるため、また、計画のない繁殖を防止するための避妊及び去勢手術を行う。
  - オ 登録及び各種予防接種
    - 登録及び狂犬病予防注射を確実に実施する。
    - 各種混合ワクチンの接種を行う等、ペット間あるいは人への感染症等の蔓延を防ぐための措置を行う。
  - カ 災害時における治療、保管等について主治医との話し合い
    - 災害時は、負傷動物が動物病院に集中することや動物病院自体も被災する場合も想定されるため、普段から主治医との話し合いを行う。
  - キ 親類、知人等を通じた一時的に預けられる場所の事前確保
    - 長期間に渡る避難所等でのペットの飼養は、他の被災者との摩擦等の問題が起こりやすくなることから、被災していない親類、知人等を通じ一時的に預かれる場所を確保する。
- ⑤ 避難訓練への協力

## **6 災害時の対応（市の役割）**

「避難所における被災動物救援マニュアル」等に基づく避難所の運営補助

## **7 災害時の対応（飼い主の役割）**

「避難所における被災動物救援マニュアル」等に基づく避難所の運営

## **8 附則**

本マニュアルは、必要に応じて見直しを行うものとする。

このマニュアルは、平成30年4月1日から施行する。

このマニュアルは、令和2年4月1日から改定する。

このマニュアルは、令和5年4月1日から改定する。